

一般廃棄物処理業許可証

令和2年9月7日

旭東清掃株式会社  
代表取締役 成田 義勝 様

東川町長 松岡市郎



令和2年9月7日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、東川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条の規定により、これを許可します。

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| 1 取扱廃棄物の種類    | 一般廃棄物                      |
| 2 収集・運搬及び処分の別 | 収集、運搬                      |
| 3 許可の有効期間     | 自 令和2年10月1日<br>至 令和4年9月30日 |
| 4 廃棄物の処分先     | しらかば清掃センター・花本建設株式会社        |

遵守事項

- 1 許可証は他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 2 許可申請書の記載事項（処理計画等）に変更があったときは変更の日から10日以内に届け出ること。
- 3 許可証の有効期間が満了したとき、又は事業の廃止若しくは許可を取り消されたときは、その日から10日以内に許可証を返納すること。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5に定める事項を記載する帳簿等を備え、その数量等について報告すること。
- 5 その他関係法令及び条例の規則を遵守すること。